

7 瀬戸内海の環境保全対策

7.4 ごみ処理・廃油処理施設の整備等

(1) ごみ処理施設の整備等

令和元年度における1人1日当たりのごみ排出量は全国平均で918g/人・日、瀬戸内海関係13府県の平均では935g/人・日となっている。また、ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化が図られているが、ごみ処理量のうち焼却処理等されたものの割合を示す減量処理率は、全国、瀬戸内海関係13府県ともに99%と同じ割合となっている。これらごみ処理の状況を表7-15に、最終処分場の整備状況を表7-16に示す。

表7-15 ごみ処理の状況（令和元年度府県別）

(単位：人口=千人、量=千トン)

区分 府県名	総人口	計 画 収 入 口	ごみ総排出量					1人1 日当 たりの 総排 出量 (g/人・ 日)	自 家 処 理 量	ごみ処理量													減 量 処 理 率 (%)	中 間 処 理 後 再 生 利 用 量	リ サ イ ク ル 率 (%)
			計 画 収 集 量	直 接 入 入 量	集 団 回 収 量	合 計	直 接 焼 却			焼却以外の中間処理量										直 接 資 源 化 量	合 計				
										直 接 最 終 処 分	粗 大 処 理 施 設	ご 堆 肥 施 設	み か び 施 設	ご 飼 料 施 設	メ タ ン 化 施 設	ご 燃 料 施 設	み か び 施 設	資 源 等 を 施 設	化 行 施 設			そ の 他 施 設			
全 国	127,156	127,150	37,020	3,808	1,909	42,737	918	8	32,947	398	1,848	183	10	89	569	2,953	68	1,884	40,949	99.0	4,605	19.6			
京 都	2,602	2,602	651	92	54	796	836	0	597	12	42	0	0	8	8	52	1	22	743	98.3	49	15.7			
大 阪	8,847	8,847	2,740	163	182	3,085	953	0	2,586	1	128	0	0	0	0	148	0	45	2,908	100.0	177	13.1			
兵 庫	5,547	5,547	1,599	166	114	1,879	926	0	1,490	18	97	14	0	6	5	81	2	52	1,765	99.0	128	15.7			
奈 良	1,355	1,355	374	42	33	449	905	0	354	2	22	0	0	0	0	19	1	17	416	99.4	23	16.2			
和 歌 山	956	955	273	52	8	333	952	0	283	3	6	0	0	0	1	36	4	4	337	99.2	30	12.2			
岡 山	1,901	1,901	548	81	68	698	1,003	0	562	5	22	1	0	0	1	23	2	15	629	99.2	119	29.0			
広 島	2,828	2,828	834	78	19	931	899	0	626	30	50	1	0	0	99	92	2	12	911	96.7	144	18.7			
山 口	1,372	1,372	373	115	10	498	991	0	379	7	20	0	0	6	7	45	0	24	487	98.6	129	32.7			
徳 島	743	743	243	13	6	262	964	1	204	1	21	0	0	0	1	16	0	13	256	99.7	23	16.0			
香 川	982	982	297	13	3	312	868	0	231	3	10	1	0	0	13	39	0	10	308	98.9	44	18.2			
愛 媛	1,371	1,371	373	71	8	452	901	0	358	8	21	2	0	0	4	40	0	12	446	98.2	54	16.5			
福 岡	5,127	5,124	1,387	313	73	1,772	945	1	1,370	15	76	0	0	3	124	82	0	106	1,776	99.2	209	21.0			
大 分	1,152	1,152	357	43	5	405	962	1	328	3	10	0	0	4	4	43	0	9	401	99.3	64	19.1			
13府県計	34,782	34,780	10,048	1,242	583	11,873	935	2	9,369	109	1,565	20	0	27	266	717	11	340	11,384	99.0	1,193	17.7			

- 注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 2. 総人口=計画収集人口+自家処理人口
 3. 集団回収量とは市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量をいい、「ごみ総排出量」に含めている。
 4. 減量処理率(%) = (直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100
 リサイクル率(%) = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
 5. 全国の数値は、大規模災害による廃棄物を除く値である。
 6. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

出典：「日本の廃棄物処理 令和元年度版」(環境省、令和3年3月)